

感企第4654号
令和4年2月22日

診療・検査医療機関の長様

大阪府健康医療部長

府ホームページでの診療・検査医療機関にかかる開設状況の公表について（依頼）

日頃は、本府新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年10月の診療・検査医療機関の制度開始以降、2,000カ所を超える医療機関にご登録いただき、府ホームページでの開設状況の公表数についても、約1,000カ所（約5割）となったところです。

これまでの度重なる感染拡大の波により、本府では累計約60万人の新型コロナウイルス感染症陽性者が発生し、特に今般の第6波においては過去に類をみない大規模な感染拡大が継続している中、皆様におかれては発熱患者等の診療・検査に多大なるご尽力をいただいております。心より感謝申し上げます。

一方、診療・検査医療機関の府ホームページでの公表状況は全国平均（約7割）と比較し未だ低く、直近1週間の陽性率も約4割と極めて高い水準となっていることから、より多くの医療機関に公表いただくことにより、一部の医療機関に発熱患者等が偏ることなく、検査が必要な方が受診先を見つけやすい体制を確保する必要があります。

令和4年2月18日付で変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、都道府県等は、「患者がより円滑に受診ができるよう、未だ公表していない診療・検査医療機関に対し、公表を促す」と追記されたことも踏まえ、府ホームページでの公表について同意いただきますようお願い申し上げます。

また、貴院におかれましては、これまでもB型の診療・検査医療機関としてご登録の上、かかりつけ患者に対する診療・検査の実施にご尽力いただいていたところですが、可能な限りかかりつけ患者以外も受け入れていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、府ホームページでの公表及びA型（かかりつけ患者以外も受入可）への変更に関する手続き等については、別紙をご確認ください。

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
感染症・検査グループ
TEL：06-4397-3204

診療・検査医療機関の登録等について

1. 指定区分

- <A型> 発熱患者を広く診察・検査
- <B型> かかりつけ患者に限って診察・検査

2. 府ホームページでの公表について

(1) 公表の方法

次の府ホームページで公表されます。(1の指定区分のほか、対応曜日・時間も公表対象です。)

【公表ページ】[診療・検査医療機関公表一覧](#)

(2) 府ホームページで公表されている診療・検査医療機関に対する診療点数の臨時加算

	外来診療	電話等診療
診療点数	二類感染症患者入院診療加算(250点)	二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数(500点)※
算定場面	・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対し外来診療を実施 ・令和4年3月31日まで	・新型コロナウイルス感染症患者に対し電話・情報通信機器を用い診療を実施 ・まん延防止等重点措置適用時
根拠通知	令和3年9月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」	令和4年2月17日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その66)」

※医療機関の区分を問わず新型コロナ患者に対する電話等診療実施時に加算となる二類感染症患者入院診療加算(250点)の併算定はできません。

3. 登録及び公表等の手続きについて

新たに登録を行っていただける場合は、別添の「指定申請書」、公開区分や指定区分の変更を行っていただける場合は「変更・解除届出書」の様式にご記載いただき、メールもしくはFAXにて管轄保健所あてご提出ください。なお、様式はホームページにも掲載しています。

【様式及び提出先】<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/kensa-sitei.html#tetuduki>